

「通学形態変更届（自宅外通学）」の提出について

高校在学中に奨学金の申込手続きを済ませている奨学金採用候補者で
自宅外から通学予定の方へ（給付奨学生のみ）

日本学生支援機構の給付奨学金は、申込時、「自宅外通学」（注1参照）を選択した場合でも、当初は「自宅通学」（注2参照）の支給金額が振り込まれます。自宅外月額振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類を日本学生支援機構に提出し、不備なく審査終了した後に切り替わることになっています。

昨年度から、「自宅外通学」に係る審査を前倒して行うことができるようになりましたので、「自宅外通学」に該当する方は、下記のとおり書類を提出してください。

なお、提出が間に合わない場合は、本学へ入学後の手続きになります（従来どおり）。

本学に入学後に提出した場合も、審査終了後の奨学金振込日において実際に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれますので、**振り込まれる奨学金の合計額は変わりませんが、先に手続きをしておくことで早期から増額した月額が振り込まれます。**

○提出書類

①様式35「通学形態変更届（自宅外通学）」

※同封の様式に必要事項を記入の上、②を添えて提出してください。

②「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）

※学生本人が生計維持者（父母等）のもとを離れて居住していることがわかる（学生本人が契約者である、居住者が学生本人のみであることが確認できる等）資料を提出してください。

○提出期限

令和7年3月14日（金）必着

○提出先・問合せ先

群馬県立県民健康科学大学 事務局 学生図書係 奨学金担当あて

〒371-0052 群馬県前橋市上沖町323-1

TEL：027-235-1332（係直通）

※土日を除く8：30～17：15

MAIL：gakusei@gchs.ac.jp



○留意点

- ・上記提出書類を提出し不備なく審査が終了した場合、本学に入学後、第1回提出期限（4月採用・4/7(月)）までに「進学届」を提出すると、初回振込月（4月）から自宅外月額が振り込まれます。
- ・提出書類に不備があった場合や「進学届」の提出が第1回提出期限（4月採用）に間に合わなかった場合は、自宅外月額の支給開始は日本学生支援機構の指定する振込反映月になります。
- ・内容確認のため、書類を提出した方へ本学から連絡をすることがあります。
- ・提出書類は、簡易書留など記録の残る形で提出してください。

○参考

日本学生支援機構ホームページ「自宅外通学の取扱いについて」
(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>)
をご確認ください。



日本学生支援機構 給付奨学金支給金額（国公立大学／月額）注3参照

世帯の所得金額に基づく区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円（33,300円）	66,700円
第Ⅱ区分	19,500円（22,200円）	44,500円
第Ⅲ区分	9,800円（11,100円）	22,300円
第Ⅳ区分	7,300円（8,400円）	16,700円

（注1）「自宅外通学」とは、自宅外通学の要件に該当し、かつ、学生本人が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。

（注2）「自宅通学」とは、学生本人が生計維持者と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。

（注3）生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表カッコ内の金額となります。

【自宅外通学の要件】

1. 実家から大学等までの距離が片道 60 km以上
2. 実家から大学等までの通学時間が片道 120 分以上
3. 実家から大学等までの通学費が月 1 万円以上
4. 実家から大学等までの通学時間が片道 90 分以上であり、
通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間あたり 1 本以下